

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

令和元年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	面積(㎡)
農事組合法人ほなみ	広島市	広島市安佐南区沼田町大字吉山字岡ノ田三〇五三番一ほか四筆	五、三九三
小中 将史	広島市	竹原市高崎町字池ヶ奥一九八二番	三、〇三二
渡辺 良徳	尾道市	尾道市瀬戸田町福田字奈羅一七二六番一ほか三筆	五、八五一
貝原 弘真	尾道市	尾道市瀬戸田町高根字大島二八番一ほか七筆	一〇、七四五
農事組合法人皆童丸	尾道市	尾道市御調町丸河南字大羽谷八三一番	三三三三
合同会社ど根性ファーム	倉敷市	福山市神辺町大字箱田字大西町五一一番一ほか一筆	二、一八八
坪井 翔伍	福山市	福山市駅家町大字大橋二三二番一ほか一筆	九三六
農事組合法人ファーム夕日の里	福山市	福山市神辺町大字八尋字野保呂九一二番一ほか二筆	二、三四六
農事組合法人ファーム夕日の里	福山市	福山市神辺町大字上御領字下滝山一五八九番一ほか一筆	三、〇〇九
加藤 陽一郎	福山市	福山市神辺町大字川南字十三ノ丁一七六五番	二、二五二
株式会社福田農場	三次市	三次市向江田町一六六二番	八八〇
山越 亮介	三次市	三次市廻神町三四二〇番一ほか二筆	二、五六五
農事組合法人神杉農産組合	三次市	三次市廻神町三五〇六番ほか二筆	六、三二一
農事組合法人おおやま	三次市	三次市作木町大山字折渡五三八番一ほか九筆	一六、五二六
清水 和幸	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字細河内二八五〇番三ほか二筆	七、一七九
株式会社ファーム穂	安芸高田市	安芸高田市高宮町房後字表郷一二三五番	一、二六三
株式会社トペコおぼら	安芸高田市	安芸高田市甲田町上小原字信清三四〇番一ほか一四筆	九、三四四

株式会社ハラダファーム本多	安芸高田市	安芸高田市美土里町北字貝原二七一一番ほか二筆	四、八七四
倉谷 昌司	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字東小揚二一三二番一ほか二筆	九、一八八
和田 廣司	世羅郡世羅町	安芸高田市甲田町上小原字大反田四一五五番ほか二筆	九、〇五七
山本 克則	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字仁王丸三九四番ほか一〇筆	九、二一九
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町浅塚字東田二〇八番ほか一筆	三、二八四
丸住 準一	山県郡北広島町	山県郡北広島町雲耕字雲耕五六〇番	二、二二〇
井口 祐紀	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字小世良字乙川三五九番七ほか六筆	一一、四二八
農事組合法人すなだ	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字別迫字砂築一四三五番ほか三筆	九、二九九
有限会社魚千	福山市	世羅郡世羅町大字伊尾字長清二七六二番ほか一筆	四、〇一七

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

令和元年五月十三日から令和元年五月二十七日まで